

重要な会計方針

当事業年度においては、改訂前の独立行政法人会計基準を適用して財務諸表等を作成しております。ただし、改訂後の独立行政法人会計基準第80の規定については当事業年度より適用しております。

1 引当金計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に一括処理しております。

(重要な会計方針の変更)

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これによる経常利益、当期純利益及び行政サービス実施コストに与える影響はありません。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

4 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成22年3月末利回りを参考に1.395%で計算しております。

5 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	42,734,515 円
うち定期預金	30,000,000 円
(差引) 資金残高	12,734,515 円

2 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	10,830 円
うち国からの出向職員分	10,830 円

3 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区 分	期末における 貸借対照表計上額	期末における時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	340,000,000	345,576,000	5,576,000
合 計	340,000,000	345,576,000	5,576,000

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当なし

(3) 満期保有目的の債券の期末日以後における償還予定額

(単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
金融債	0	340,000,000	0	0
合 計	0	340,000,000	0	0

4 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度を、また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けております。

(2) 退職給付債務

退職給付債務

役員の退職一時金（簡便法）	4,301 円
職員の退職一時金（簡便法）	945,039 円
厚生年金基金（原則法）	1,611,695 円
退職給付債務 計	2,561,035 円
年金資産（厚生年金基金）（△）	△ 791,411 円
退職給付引当金	1,769,624 円

(3) 退職給付費用

勤務費用

役員の退職一時金（簡便法）	△ 3,253 円
職員の退職一時金（簡便法）	80,597 円
厚生年金基金（注）	27,930 円
勤務費用 計	105,274 円
利息費用	39,503 円
期待運用収益（△）	△ 22,195 円
数理計算上の差異の（費用）処理額	△ 93,017 円
合計	29,565 円

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

- ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
- ② 割引率 2.5%
- ③ 期待運用収益率 3.3%
- ④ 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に一括処理

5 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき金融債で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	42	42	—
(2)有価証券及び投資有価証券	340	345	5

①満期保有目的の債券	340	345	5
(3)破産更生債権等	182	—	—

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「3 有価証券関係」を参照下さい。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価格をもって時価としております。

6 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。